豚疾病関連　中央家保情報　No.47（R1-9）
令和２年１月24日

第11回拡大CSF疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえた食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理等の徹底について

日頃から本県の養豚振興にご尽力を賜り感謝申し上げます。

今般、沖縄県に拡大し、継続的に確認されているCSF（豚コレラ）の発生に関し、第11回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会において、**農場において生肉を含む可能性のある食品循環資源が未加熱のまま給与されていた事例**や、あるいは**農場での食品循環資源等の給与状況を県等が正確に把握できていない事例が確認**されましたので、その概要についてお知らせします。

つきましては、CSF及びASF等の家畜の伝染性疾病を発生させないよう、飼養衛生管理基準の遵守並びに下記について確認の上、再徹底をお願いします。

１　食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

動物由来品を含む食品廃棄物を原材料とする飼料を豚及びいのししに給与する場合は、以下について留意すること。

（１）外部から飼料製品又は飼料原料を導入する際には、製品又は原料の内容、加熱状況について確認し把握するよう努めること。

（２）特に、食品循環資源の原材料（食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯（以下「食品残さ」という。））に動物由来品（対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚及び魚製品等は除く。）が含まれているか確認すること。

（３）上記（２）を含み、又は含む可能性があるときは、事前に原材料の中心部まで 70℃以上で 30 分間以上又は 80℃以上で 3 分間以上の加熱処理を計測しながら施し記録すること。

（４）加熱処理について計測した記録については保管すること。

（５）加熱した飼料原料は、加熱前のものと保管場所を分ける等、病原体による再汚染が起こらないよう対策を講ずること。

※飼養衛生管理基準第３の 10「処理済みの飼料の利用」

農林水産省CSF情報　https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html
農林水産省ASF情報　https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html
飼養衛生管理基準　https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

CSF 情報　ASF 情報　飼養衛生管理基準

問合せ・異常豚の通報先
中央家畜保健衛生所　防疫課
久住呂・藤岡
TEL　0957-25-1331
（夜間・休日も転送電話で対応します）